

公告 第281号

標準報酬について

標記について、健康保険法第47条第2号の規定により決定したので
下記のとおり公告する。

令和3年2月5日

山 昭 健康保険組合

理事長 浅見 利 幸

記

1. 令和2年9月30日における全被保険者の同月の標準報酬を平均した額
..... 317,019円
2. 1の額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの
標準報酬月額..... 320,000円
標準報酬日額..... 10,670円
3. 適用期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日

(参考事項)

- ① 令和3年4月1日以降に資格を喪失し、任意継続被保険者となる者の令和3年度における標準報酬は、その者の資格喪失時の標準報酬と上記2. いずれか低い額によること。
- ② 令和3年4月1日以降に支給される傷病手当金及び出産手当金において、支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合は、上記2. の日額の三分の二が給付額の上限となること。